

## 契約方法に関する定め

物品の購入等に係る契約については、本会は、経理規則で以下のように定めています。

### 経理規則

(物品の購入及び役務の調達)

第 81 条の 2 一件あたりの取引価格が 200 万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約するものとする。

2 業務の必要性等から、会長が必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず随意契約により行うものとする。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき会長の決裁を受けなければならない。